

津山市電子入札実施要領一部改正

新	旧
<p>第1条～第11条(略)</p> <p>(開札)</p> <p>第12条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3(略)</p> <p>4(略)</p> <p>5 応札者の全てが最低制限価格を下回り失格となった場合は、<u>別途定める方式により最低制限率の再計算を行い、落札者又は落札候補者を決定するものとする。</u></p> <p>6 一般競争入札において、前項の場合の応札者が1者のみであり、提出された入札書に記載された金額が、本市の定める最低制限率の範囲内で算出した金額である場合は、<u>最低制限率の再計算を行わず、その金額を最低制限価格として落札者又は落札候補者を決定するものとする。</u></p> <p>第13条～第20条(略)</p> <p>付則</p> <p>この要領は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>改正 平成21年 7月 1日</p> <p>改正 平成22年 7月 1日</p> <p>改正 平成24年 4月 1日</p> <p>改正 平成29年 2月15日</p> <p>改正 平成30年 4月 1日</p> <p>改正 令和 3年 4月 1日</p> <p>改正 令和 6年 4月 1日</p>	<p>第1条～第11条(略)</p> <p>(開札)</p> <p>第12条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3(略)</p> <p>4(略)</p> <p>5 応札者の全てが最低制限価格を下回り失格となった場合は、<u>別途指定する期日に立会い可能な応札者立会いの下、くじ棒により最低制限率の再抽選を行い、落札者又は落札候補者を決定するものとする。</u></p> <p>6 一般競争入札において、前項の場合の応札者が1者のみであり、提出された入札書に記載された金額が、本市の定める最低制限率の範囲内で算出した金額である場合は、<u>最低制限率の再抽選を行わず、その金額を最低制限価格として落札者又は落札候補者を決定するものとする。</u></p> <p>第13条～第20条(略)</p> <p>付則</p> <p>この要領は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>改正 平成21年 7月 1日</p> <p>改正 平成22年 7月 1日</p> <p>改正 平成24年 4月 1日</p> <p>改正 平成29年 2月15日</p> <p>改正 平成30年 4月 1日</p> <p>改正 令和 3年 4月 1日</p>